

# 令和2年度第1回神奈川県動物愛護管理推進協議会概要

## 【傍聴人3名】

### 議題

#### 神奈川県動物愛護管理推進計画の改定について

事務局 神奈川県動物愛護管理推進計画の改定について、資料1-1の新旧対照表に基づき説明する。

神奈川県動物愛護管理推進計画の指標に関わる統計は、資料2-1のとおり改定する。

事前に委員から改定素案への質問・意見をいただいているが、この説明の中で、回答する。

「第1 動物愛護管理推進計画の改定の考え方」については、動物の愛護及び管理に関する法律の昨年6月の改正により施行された、もしくは、今後施行が予定されている内容、今年4月に改定された国の示す、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針の内容を踏まえ本計画を改定するとの修正をした。

なお、計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間の計画とする。

「2 視点を踏まえた施策」について次のとおり質問・意見をいただいた。

(質問) 「施策12 調査研究の推進」を削除した理由は何故でしょうか。1 施策展開の視点に「科学、倫理・動物観、生活・経済等の多角的な視点から動物の取扱いを検討」が加筆されたことから、これまで以上に蓄積データの検証が必要になると考えます。

(回答) 理由としては、本県では動物愛護管理行政における研究機関を擁していないこと、また、実施事業が「施策9」の「人と動物の共通感染症への取組」と同じ内容であり、重複していること、この2点から削除することといたしました。今後は、国や獣医畜産系大学と意見交換をするなど、事業の収集により検討を図る。

「3 計画の主体とその役割」について、主体の変更はない。

改定の指針の内容に準じて、県及び保健所設置市の役割及び市町村の役割に、災害対策に関する記載の追加、飼い主の役割に、マイクロチップの装着や災害時の同行避難やワクチン接種などについての記載を追加した。

動物取扱業者の役割には、改正動物愛護管理法において、令和4年6月1日からの施行が予定されている犬・猫販売者へのマイクロチップの装着、情報登録の義務化される旨修正した。

獣医師の役割に、獣医師による虐待通報の義務化された旨修正した。また、改定指針に準じ、ボランティア関係団体等の役割に、企業を追加した。これらを踏まえ、関係図についても、文言の修正等した。

「3 計画の主体とその役割」について、次のとおり質問をいただいた。

(質問) 市町村の役割について、市町村の役割の中で災害時の動物のためのスペースの確保が削除された理由は何でしょうか。「動物のためのスペースの確保」が困難であることは承知していますが、「動物と同行避難をした被災者の受け入れ体制の構築」も現場の声を聴くと非常に困難な状況です。動物のためのスペースをできる限り確保するという内容にして残して頂くようお願い致します。

(回答) 「スペースの確保」を削除した理由としては、「被災者の受け入れ体制の構築」の「受け入れ体制」に「スペースの確保」を包含したことによります。

(意見) 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」(環境省告示)の4繁殖制限に、「所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保又は適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。」となっていることから、「飼い主の役割」の中の「繁殖を望まない場合の措置などについても十分検討し」ではなく「繁殖を望まない場合は繁殖制限措置を講じ」とすべきと考えます。

(回答) ご意見を踏まえ検討します。

(質問・意見) 「動物取扱業者」は、第1種にと第2種に分けて記載すべきではないでしょうか。現在環境省令にて飼養管理基準の検討が行われており、飼養施設等の具体的数値が定められる方向にありますので、「動物取扱業者の役割」の中に、「環境省令により定められた具体的数値基準」も含めて頂くようお願いいたします。関係図の「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」として「飼養施設等の数値基準の遵守」を追加してください。

(回答) 指針においても、分けて記載していないため、現状のままとします。御意見のとおり飼養施設の基準の具体的数値が示されることとなっていますが、このことにつきましては、「施設の適正な維持管理や動物の適正な取扱い」に含めさせていただいております。

(意見) もしくは、「ボランティア、関係団体、企業、教育機関等の役割」の中に、第2種動物取扱業者を明記して頂き、環境省令により定められた具体的数値基準の遵守し、適正な飼養管理の普及に努める等の文言を追記して頂くようお願い致します。

(回答) 御意見のとおり譲渡を行うボランティアの方もいて、第2種動物取扱業の届出をされている団体もありますが、前述のとおり動物取扱業として第1種と第2種を含めているため、現行のままとします。

「第3 施策別取組」について、取組全体については、原則として現行の施策を基に、指針の改正事項を踏まえた内容を追記した。グラフのデータは平成25年度から令和元年度までの7年間のものとした。

個別の数値指標並びに数値指標の統計表の改定についてだが、「犬・猫の収容数」を「犬・猫の引取り数」と変更した。

この「犬・猫の収容数」については、平成25年の計画見直しの際に新たに指標とした。

環境省が例年作成している統計資料「事務提要」では、動物愛護管理法第35条に基づく犬・猫の引取りと同法第36条に基づく負傷動物の収容を分けて集計しているところ、これまで本県の推進計画では、数値指標の対象を明確にしておらず、県と6市によって、この数値指標に関わる統計に計上方法が統一されていなかった。なお、一昨年度の協議会でも、この犬・猫の収容数と負傷動物の集計方法を整理すべきであるとの意見をいただいた。今回、これまで犬猫の収容数については、引取りと負傷動物を別に計上して、推進計画の数値表は環境省の事務提要に合わせて、犬・猫の引取り数として、その減少を目指す。

統計表についても、資料2-1及び資料2-2のとおり、記載する項目を変更した。これに

より県と保健所設置市で集計方法を統一した。

負傷動物の収容数につきましては、施策を実行することにより、減少の効果を見込むことが困難であるため、数値指標には馴染まないことから、統計表には参考数値として掲載する。

「猫の譲渡率」を「猫の返還・譲渡率」とした。猫については、返還数自体が少ないため譲渡率としていたが、令和元年6月の法改正により、販売される猫にもマイクロチップ装着が義務化されたため、返還の推進の施策として示す必要があるため、猫も同じく返還・譲渡率とした。

統計表についても、資料2-1及び資料2-2のとおり、記載する項目を変更した。

「動物の致死処分数」は「犬・猫の致死処分数」と変更した。改定前の計画では、犬、猫及びその他動物の致死処分数及び収容中の死亡数を計上していたが、県及び保健所設置市で計上する数値の対象が統一されてなかった。また、推進計画は、国の指針を基に作成しているが、指針では目標数値を、引取りに限定している。そこで、環境省の事務提要に合わせ、引取りのうち処分数を事務提要の分類と同様に、①譲渡不適のため処分、②家庭で飼養できる動物の処分、③引取り後の死亡、の3つに分けて計上し、統計表についても資料2-1のとおり項目を変更した。今後、この①から③の合計数の減少を目指す。なお、②家庭で使用できる動物の処分、いわゆる譲渡可能な動物の致死処分は、今後ゼロを数値指標とする。

なお、これまで「その他動物」も対象としていたが、いずれの項目とも犬・猫を対象としたため、削除した。

「苦情件数」は削除する。苦情件数は、これまで集計の対象を明確にしておらず、計上方法が県及び保健所設置市で統一されていなかった。また、これまででは施策の成果として苦情の件数の減を目指しており、近年は全体的に減少傾向にあるものの、年度ごとの比較では次年度増えている場合もあるため施策による減少効果を目指すことが困難であるため、計画の数値指標から削除する。しかし、統計表の参考に掲載し報告していく。

各項目の数値指標の目標値は、経年データを基に回帰分析をして算出した推定値を基に、これまでの取組状況や、今後の施策の推進により期待される効果、また、現在の状況等を考慮して設定したが、「犬・猫の引取り頭数」、「犬の返還・譲渡率」、「猫の返還・譲渡率」及び「犬・猫の致死処分数」は現在の状況を勘案すると推定値を達成することが困難であるため、推定値よりも低く設定した。

「(5)項目ごとの数値指標の目標の設定について」について次のとおり質問・意見をいただいた。

(質問) 犬猫以外の動物を除外した理由は何でしょうか。

(回答) その他動物を除外したことについては、計画の数値指標の項目が、犬・猫の引取り数等、いずれも犬・猫を対象とした計画としたため、これまででは動物の致死処分数としてその他動物も含めていましたが、整合を図るためその他動物は除外しました。

(質問) 動物の苦情件数を削除した理由は何でしょうか。

(回答) 前述の説明のとおりです。

(質問) 生まれて間もない幼齢猫は、譲渡不可能として致死処分に入るのでしょうか。

(回答) 資料2-1でも確認できますが、入っています。

(質問) 譲渡に適さない犬猫の判断はどのように行うのでしょうか。

(回答) 県では神奈川県動物愛護センターが保護した犬猫等の相物の譲渡適正判断に係るガイドラインを作成しており、それに基づき判断しています。判断の観点は、「疾病等の観点」と「動物行動学的観点」になります。また、必要に応じて臨床獣医師や動物行動学の専門家、動物愛護ボランティアの助言を求めます。

横浜市では、センター職員（うち2名以上は獣医師資格を有する者）3名以上が協議し、判断します。判断基準は、主に以下の3点となります。

- ・感染症や傷病等によりセンターでの治療が困難で回復の見込みが低いもの
- ・幼齢個体で、重篤な感染症、下痢、発育不全などにより回復の見込みが低いもの
- ・攻撃性が強く、譲渡した場合に譲渡先での事故等の可能性が高いもの

川崎市では、判断に係る内部マニュアルを策定しており、それに基づき判断しています。主な判断基準としては、次のようなものがあります。

- ・重度の傷病等があるもの
- ・感染症等に罹患し、隔離が必要なもの
- ・奇形や脳障害が強くみられるもの
- ・馴化をしても、攻撃性が治らないもの

また、必要に応じて、専門知識を有する者（市獣医師会の獣医師）と協議し判断する。

横須賀市では、「動物愛護センターにおける収容動物の致死処分に関する要領」に基づき4名以上のセンター職員（うち3名以上は獣医師）が協議して判断しています。

主な判断基準は以下によります。

- ・凶暴性があり、馴化を試みても人への攻撃性がなおらないもの。
- ・重度の病気や怪我等があり、回復の見込みがないもの。

(質問) 第2種動物取扱業にも施設等の数値基準が準用されますが、それによる団体譲渡数減少は考慮されているのでしょうか。

(回答) 本計画の策定にあたっては考慮しておりません。

(意見) 処分数の減少や殺処分ゼロ（譲渡可能な犬猫）のデータが、県内で飼育放棄される動物が減少（激減）しているように見え、実情を反映せず、問題解決を遅らせるように思います。引取り依頼頭数、あるいは件数を数値指標に入れて頂きたいお願い致します。

(回答) センターや保健所では引取りに係る相談や依頼について対応していますが、相談者が匿名であったり、飼養者本人でなかったり、1件で複数回の相談が寄せられるなど、その統計の取り方は保健所ごと、県、6市ごとに統一されていないため、具体的に数値化し取りまとめることは困難であることから、数値指標に入れることができません。

個別の施策の改定について説明する。

「施策1 動物愛護管理に関する普及啓発」については、飼育している数について言及するよりも、現在は、人と動物との関係性について言及する必要があるため、冒頭の文言を「ペットは伴侶動物として生活に欠かせない存在になっている、」とし、愛護の普及啓発を図っていくという観点とした。そのため飼養数の増加傾向を明示する必要がなくなったため「県内の犬

の登録頭数の推移」のグラフは削除した。

「課題」でも、人と動物の共生社会について追記した。

「施策2 動物の引取り数減少への取組」では、「収容数」を「引取り数」とした。

主な改定内容は、①所有不明の犬、猫の引取り数減少の一助となるマイクロチップの装着について文言の修正、②致死処分数のデータに関する説明において猫の致死処分数の減少の要因にはボランティアの多大なる協力があることの追記、③課題、対策に、マイクロチップ装着の義務化に伴い、その各種識別器具の設置場所を増やすこと、④課題に動物愛護管理法改正に伴う繁殖制限措置の義務化の周知である。

「施策2 動物の引取り数減少への取組」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(質問) 「致死処分となってしまった犬・猫のほとんどが譲渡に適さず」とありますが、譲渡に適していた犬猫でも致死処分になったものが少数はいたのでしょうか。

(回答) 平成25年度から令和元年度の間には、譲渡に適した犬・猫で致死処分となったものはありません。ご意見を踏まえ検討します。

(質問) 負傷動物について文言及び表を削除した理由は何でしょうか。相当な理由がない場合の引取りを行わない事で引取り数は減少していますが、猫の遺棄が増えるのではないかという懸念があります。負傷動物の状況は現状把握に必要と考えます。

(回答) 負傷動物の収容数及びその文言を削除した理由は、施策を実行することにより減少の効果を見込むことが困難であるためです。以後、数値指標に係る統計表に参考として記載し現状把握に努めます。

(意見) 課題エ(マイクロチップの装着に関して)は、令和4年からの施行なので、「令和4年の施行を見据え」などの文言が必要と思います。

(回答) 御意見を踏まえ検討します。

(意見) 「施策2 動物の引取り数減少への取組」対策イの削除部分を以下のように変更し追記をお願い致します。「また、飼えなくなった理由を聞き取り、改善可能な飼育上のトラブルの際はアドバイスを行うことで動物が飼い主のもとで最期を迎えられるように指導します。」

(回答) 御意見を踏まえ検討します。

(意見) 対策ウ について、「～、動物取扱業者等を通して普及啓発を図ります。」とあり改定なしとなっていますが、動物販売業者の販売方法(特に高齢者や動物飼育禁止住宅居住者への販売)が問題にもなっております。「～、動物取扱業者等(あるいは第1種・第2種動物取扱業の動物の販売・譲渡に係る者等)に周知し普及啓発を図ります。」として頂くようお願い致します。

(回答) 御意見のとおり、一部の動物販売業者の販売方法が問題にもなっているかもしれませんが、飼養者が動物を飼い始める上での接点となる動物取扱業者もその普及啓発を担っておりますので文言はそのままとします。なお、販売方法の問題については、動物取扱業の指導により担保することといたします。

(意見) 「無責任な餌やりの防止」について、「無責任な餌やりの防止」に含まれているとも考えますが、単に給餌を止めさせるだけでないことを含めるために「防止及び改善」として頂くようお願い致します。

(回答) 地域猫のような責任をもって餌やりをすることがなくなるのが目的ではないため、給餌自体を止めさせるといった趣旨ではございません。そのため、文言についてはそのままとさせていただきます。

(質問) 資料1-1 18 ページのキ 「各種識別器具」とはマイクロチップリーダーの事かと思いますが、他には何を指すものでしょうか。

(回答) マイクロチップリーダーのことです。

「施策3 動物の返還・譲渡の推進」について、追記した内容は、猫の返還・譲渡率の増加の要因にボランティア協力があることの追記、対策エについて、「普及啓発」から「促進」と記載を変更し、無責任な餌やり防止の普及啓発を図ること、対策オでマイクロチップの装着が義務化されたことの情報提供をすることの追記である。

「施策3 動物の返還・譲渡の推進」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(意見) 課題ウで、「幼猫は、飼養や譲渡が困難～」に修正されていますが、誤解回避のため「離乳未滿の幼猫は適正譲渡までの飼養が困難～」とした方が良いように思います。

(回答) 生後91日未滿を幼齡個体としています。生後3か月齢の子猫であれば譲渡希望が多いという、御意見のような状況もあるのかもしれませんが、具体的に成猫と幼猫の線引きが生後91日であることや引取った幼猫の正確な日齡は確認できないため、これまでどおりの考え方とさせていただきます。

(意見) 資料2-2の統計では、生後91日未滿を幼齡個体として別枠表示しておりますが、この幼猫も91日未滿を指すのでしょうか。生後3か月齢の子猫であれば譲渡希望が多い為、記載内容と異なります。

(回答) 前の質問の回答のとおりです。

(質問) 対策エについて、「飼い主のいない猫に対する避妊又は去勢手術実施の促進」としてお考えの内容が定まっていればお教えてください。

(回答) 県では現在、飼い主のいない猫の避妊手術又は去勢手術支援事業を行っており、今後もその周知を図っていきます。

横浜市では、猫の不妊去勢手術推進事業及び地域猫活動支援事業を継続して実施していくことに加え、地域への説明や捕獲時のアドバイス等、現場での支援を充実させていきます。

川崎市では、飼い主のいない猫に対する避妊又は去勢手術の助成を行っており、この制度の周知を継続して行っていきます。また、平成30年度から地域猫サポーター制度を設けており、そちらの活用も促していきます。

相模原市では、野良猫等の避妊又は去勢手術費用の一部助成、捕獲器の貸出し及び地域猫の避妊又は去勢手術を実施しています。今後もこの事業の周知を継続して行っていきます。

横須賀市では、横須賀市地域猫活動支援事業として、地域猫活動として市に登録済の地域猫活動団体の管理する猫の不妊手術を実施しています。

藤沢市では、飼い主のいない猫についての苦情や相談のある地域において、「地域猫活動」の推進を図るとともに、手術の額の一部に対し、補助金を交付しております。

茅ヶ崎市では、「飼い主のいない猫の不妊去勢手術及び猫の適正管理普及啓発事業」として、茅ヶ崎市内のボランティア団体との協働事業で野良猫を捕獲・不妊去勢手術をして元の場所に戻す「TNR」活動を実施しています。また「地域猫モデル事業」として、自治会が茅ヶ崎市に活動同意書協定を提出することで、活動内容に応じて補助を行っています。

(質問) 対策オについて、文面が「マイクロチップに係る動物愛護管理法の改正内容について」の情報提供となっており、求める情報提供の内容が不明瞭に思います。何の情報提供を求めるのでしょうか。

(回答) 他の項目（資料1-1の21ページ下段など）において、改正内容について記載されているため、記載はそのままとします。

「施策4 所有者明示の推進」の主な改定内容は、課題、対策エで飼い主や動物取扱業者へのマイクロチップ装着の義務化についての情報提供、対策オで、そのリーダー、各種識別器具の設置場所を増やすことの追加である。

「施策4 所有者明示の推進」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(意見) 現状について、「～令和4年6月までに犬猫販売者には～」となっておりますが、令和4年6月施行予定ですので「令和4年6月からは」とした方が良いと思われれます。また、続けて「改正法の公表以降マイクロチップの装着義務が施行されるまでの間、装着率が上がることが予想されます。」という内容を記載した方が課題の識別器具の普及推進の必要性が明確になると思います。（課題の識別器具に関する質問は、質問5に同じ）

(回答) ご意見を踏まえ検討します。

(意見) 目標で、迷子動物に加え災害時に逸走した動物について が加筆されていますので、最後の飼い主としての自覚を促すという文章に違和感を覚えます。飼い主としての自覚は「所有明示を推進することにより、飼い主としての自覚を促し、また～」としてはいかがでしょうか。\*対策のエ、オについては質問5、6のオと同じ。

(回答) ご意見を踏まえ検討します。

「施策5 動物による危害や迷惑の防止」の追記内容は、現状で、動物愛護管理法の改正に係り、動物の所有者又は占有者以外の者であっても必要な指導又は助言をすることができること、特定動物及びその交雑種の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されたこと、課題は、「ウ」として指針に準じて、不適正な多頭飼育に対応するため、福祉部局等との連携強化が必要である旨を追加、対策イで新たに飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術実施の促進及び無責任な餌やりの防止についての普及啓発、対策オの特定動物に係る動物愛護管理法の改正について飼い主や動物取扱業者への情報提供、対策キに、課題ウと連動して、不適切な多頭飼育に対応するため、福祉部局等との連携強化に努めるとともに、問題解決に向けた取り組みの推進、になる。

「施策5 動物による危害や迷惑の防止」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(意見) 現状の多頭飼育問題に関して、環境省にてガイドライン作成に向け「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」が設置されていることを加筆して頂きたいと思います。

(回答) 現時点における検討会等の具体的な動きについて、このような長期に渡る当該計画に記載するのは馴染まないため記載はそのままとします。多頭飼育問題に関しては、対策キに記載しておりますので、そちらを基に具体的な対策を検討いたします。

(意見) 現状について、「～愛玩目的での飼養又は保管が禁止されました。」を「～愛玩目的での新たな飼養又は保管が禁止されました。」に変更をお願いします。また改正法施行前から愛玩飼養している人に対する経過措置がある事を明記して頂きたいをお願いします。

(回答) ご意見を踏まえ検討します。

(意見) 課題アについて、改正法により特定動物の範囲の拡充もあり、動物の飼主に対し適正飼養に「改正法を周知することで」あるいは「改正法を理解した上で」を加え、以下「適正な飼養を…」と修正して頂きたいをお願いします。

(回答) ここでいう「動物の飼い主」は、特定動物以外の動物の飼い主も含めた動物の飼い主であるため、記載のままでいたします。

(意見) 対策オについて、情報提供に留まらず、法に則した許可を得る指導を明記して頂きたいをお願いします。また、対策キについて、多頭飼育問題に関してはガイドラインが1～2年以内に示される予定となっておりますので、ガイドラインに沿う旨も加筆して頂ければと思います。

(回答) 指導については、対策エにおいて記載しているため、オについては記載のままでいたします。現時点においては、ガイドラインが示されていないため、計画に記載するのは適当ではないと考えます。従いまして、キについては記載のままでいたします。なお、ガイドラインが示された際にはその内容を踏まえ、対応を図ってまいります。

「施策6 遺棄・虐待防止の取組」では、現状に動物愛護管理法改正による、獣医師の虐待通報の義務化を追記し、課題で思想から動物愛護の精神に文言を変更した。

「施策6 遺棄・虐待防止の取組」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(意見) 課題について、獣医師による虐待の通報が義務化されましたが、虐待であるか否かの判定や通報時の個人情報の扱いなどに課題がある事を明記してください。

(回答) 個別に対応する中では、御意見のような課題はあり、慎重に対応すべき内容であると考えますが、担当した保健所等が適切に対応していくことであり、当該計画における課題として記載することは馴染まないため、そのままとします。

(意見) 対策について、獣医師による虐待の通報が義務化されましたので、現在行政機関向けに行われている「動物虐待等科学的評価研修会」等と同様のものについて県内獣医師に周知してゆく旨の明記をお願いします。

(回答) 今後の対策として検討いたしますが、計画への記載は馴染まないため、記載のままでします。



「施策7 動物取扱業の適正化」では、現状、に、動物愛護管理法改正により今後予定されている第一種動物取扱業の遵守基準、規制の強化、犬猫販売業者のマイクロチップ装着等の義務化について追記した。表については、第1種と第2種の状況について記載した。課題は、動物取扱業のより一層の適正化を掲げ、新たな制度の着実な運用、自主管理の推進としました。対策には、適切な管理のため、輸送方法、繁殖方法、帳簿の備え付け等についての指導の強化、マイクロチップの装着について、記載した。

「施策7 動物取扱業の適正化」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(質問) 課題について、動物取扱業者に対する環境省令に則した施設基準の管理監督などに関して人力的な課題はないのでしょうか

(回答) 特に当該計画に掲げるような、人力的な課題はありません。

(意見) 対策について、第2種動物取扱業についても新たに規定された基準の確実な実施が指導されることが分かりにくく思います。また、第2種動物取扱業の届出を行わず問題が指摘されている団体もありますので、第2種動物取扱業の届出要請も対策に含めて頂きたいお願い致します。

(回答) 必要な指導については、第1種、第2種に限らず、行ってまいりますので、動物取扱業として包含しております。よって、記載のままとします。

「施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進」については、指針の改定内容に基づき文言整理をした。

「施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(質問) 現状、対策において、産業動物の取り扱いに関する対応が削除されていますが、どのような理由からでしょうか。

(回答) 今回の改正指針で、災害時の産業動物の取扱についての記載がなくなったことに準じ削除しました。また、「施策10 防災対策」でもペット以外の動物の災害対策を追記しています。

「施策9 人と動物の共通感染症への取組」では、一部文言を修正した。

「施策9 人と動物の共通感染症への取組」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(意見) 人と動物の共通感染症は多岐にわたり、飼い主や動物取扱業での不衛生な飼育環境や治療が行われていない状況下での人への感染が懸念されています。現状の中に記載されている「発生施設等への立入検査を行い、拡大防止などの必要な措置を実施することとしています」の内容について対策の中で可能な内容を具体的に示して頂くようお願い致します。

(回答) 飼育状況等により個別具体的な内容となるため、当該計画に明記することは馴染まないことから、記載のままとします。

「施策10 災害対策」について、災害発生前からの備えについても記載するため、施策名

を災害時対策から災害対策に変更した。

追記内容は、現状にペットとの同行避難に係り、「災害時の同行避難について飼い主への周知は進んでいますが、自治会や地域住民の理解を得ることが難しい一部の避難所では同行避難の受け入れ態勢が整っていない」という状況についての記載、課題に、ペットの災害対策について、地域住民に理解してもらうこと、の記載、対策に、近隣自治体との連携、飼い主の災害に備えすべきこと、自治体、関係団体との連携によるペットの同行避難訓練の実施の記載である。

「施策 11 人材育成」については、ボランティアを追加した。

「施策 12 調査研究の推進」は、前述のとおり施策から削除する。

「施策 12 調査研究の推進」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(意見) 施策 12 の調査研究の推進が削除されたことに大きな疑問を感じております。環境省令で飼育施設基準が策定され、これから行政機関には動物の飼養実態を把握する基礎データの蓄積が数値的に可能になります。膨大なデータの整理には課題が残されると思いますが、獣医畜産系大学との連携により確かな EBPM が可能になると考えますので、このタイミングでこの施策を削除する理由が全く納得できません。

(回答) 理由については前述のとおりです。獣医畜産系大学との連携による EBPM の推進として、環境省において、虐待の判断に係る獣医学的所見について日本獣医生命科学大学との連携により進めているとのことですが、環境省と同様に推進していくことは前述のとおり、本県は動物愛護管理行政における研究機関を擁していないことから困難でありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

「第 4 計画の推進」については、「2 市町村との連携の推進」において、災害時に避難所を立ち上げる市町村との連携体制の整備について追記した。

「用語集」について、「マイクロチップ」の大きさを環境省のホームページに記載されているサイズに合わせて記載した。

「用語集」について、次のとおり質問・意見をいただいている。

(意見・質問) 「各種識別器具」が「マイクロチップリーダー等」であることが分かりました。施策内の文言をマイクロチップリーダー等とした方が判りやすいのではないのでしょうか。またここでの「等」は何を指していますか。

(回答) マイクロチップリーダーについては、リーダー、スキャナーと様々な呼称されている。また、その形態もゲート式やハンディタイプもあり、文言を統一し認識してもらえよう各種識別器具とした。

山田委員 施策 12 が削除されているが、今後の動物愛護の推進のための調査研究を獣医系大学と連携していく等、施策として残せないか。

鳥海会長 意見があればいただきたい。なければ事務局の説明に理解をしているということでも  
ろしいか。

他の委員 意見無し。

大矢委員 28 ページの動物取扱業の指導に関して、動物の輸送方法と記載しているが、動物の種  
類や個体によって、異なっている点や考慮する必要がある。例えば、その動物の種類個  
体によって、適宜適切な輸送方法によって、といった文言とする等、記載については検  
討する必要があると考える。

事務局 御意見を踏まえ検討する。

佐藤委員 犬・猫の引取り数の数値指標について、今このコロナ禍においてペットの販売数が増  
えているということを目にするが、その一方で、犬・猫の放棄が増加するのことも目  
にもしている。今回の数値指標は、このコロナ禍の状況を踏まえて設定したのか。

事務局 コロナ禍の状況がいつまで続くのか予想できないこともあり、この状況を踏まえず設  
定している。なお、県動物愛護センターではコロナ禍において犬猫の引取り数が増えて  
いるといった状況は見られず、譲渡も行われている。

山田委員 7月末頃に環境省から警察に飼い主不明の犬・猫の引取りに係る通達が発出されたよ  
うだが、この計画に影響があるものであったか教えていただきたい。

事務局 環境省の通達とは先の動物愛護管理法の改正に伴う通知であるが、この通知を受けて、  
県警本部の会計業務の担当部署と調整しており、その取扱について変更はない。

事務局 推進計画の改定につきましては、本日いただいた御意見を基に、10月頃、パブリッ  
クコメントを行います。

この経過を踏まえた改定案については、次回の令和2年度第2回協議会にて報告させて  
いただきます。

なお、本日の協議会について、ホームページで公表させていただきますので、お忙しい  
ところ恐れ入りますが、後日お送りする会議記録の御確認に御協力をお願いいたします。

次回の協議会につきましては、開催日時はまだ決定しておりませんが、来年令和3年の  
1月を目処として開催したいと考えており、追って調整させていただきたいと思いま  
すのでよろしく願いいたします。

以上